

## 令和元年度 幼児教育・保育無償化に係る広報業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

### 1 目的・趣旨

令和元年10月1日から幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する3歳～5歳までの子ども、住民税非課税世帯の0歳～2歳までの子どもの利用料を無料とする「幼児教育・保育の無償化」が開始される。

本業務では、幼児教育・保育の無償化に伴い変更になる制度の概要や、事務手続きについて、現在の子育て世帯のみならず、市内外の将来の子育て世帯へ広くPRすることを目的にしている。

事業実施にあたり、新制度概要等をわかりやすく示した冊子・チラシの作成や、各種媒体を用いた効果的な情報発信が求められるため専門業者へ委託する。

業務の実施に当たっては、十分な経験とノウハウが求められるとともに、デザインの提案や新たな視点によるPR方法とその検討を行う積極性が求められるため、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定する。

### 2 契約の概要

- (1) 業務名 令和元年度 幼児教育・保育無償化に係る広報業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和元年度 幼児教育・保育無償化に係る広報業務委託公募仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年3月31日
- (4) 契約金額 契約上限額5,324,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
なお、税率は10%を見込むこと

### 3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 市民福祉部 子育て支援課 企画係  
〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号 沼津市役所所内  
電話 055-934-4842 FAX 055-934-0345  
E-mail kosodate@city.numazu.lg.jp

### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 国税及び沼津市税に滞納がないこと。

- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団等又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (5) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者。

## 5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和元年 8 月 2 日（金） ホームページ掲載
2	質問受付	令和元年 8 月 13 日（火） 17 時までに電子メール
3	質問回答	令和元年 8 月 15 日（木） までにホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込・ 企画提案書の提出	令和元年 8 月 2 日（金） ～ 令和元年 8 月 26 日（月） 17 時必着
5	選考会	令和元年 8 月 28 日（水）
6	選定結果の通知	令和元年 8 月 30 日（金） 予定
7	契約締結	令和元年 9 月 2 日（月） 予定

## 6 質問の受付・回答

### (1) 質問方法

仕様書等の内容に関する質問は、質問受付期間中に、電子メールにより質問書（様式 1）を提出する。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等については随時電話等で受け付ける。

### (2) 回答方法

業務の内容等に関する質問について、令和元年 8 月 15 日（木）までに質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

## 7 プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出

本手続きは、参加申込み及び企画提案書等の書類を同時に提出するものである。

### (1) 提出期間

令和元年 8 月 2 日（金）から令和元年 8 月 26 日（月）17 時までとする。

### (2) 提出方法

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。なお、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、④⑤⑥の提出は不要である。

また、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加

辞退届(様式7)を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

### (3) 提出書類

- ①参加申込書 1部(様式2)
- ②同種・類似業務実績表 1部(様式3)  
記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料(契約書・仕様書等の写し)を添付
- ③会社概要 1部(様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可)
- ④暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書 1部(様式4)
- ⑤財務諸表 1部(直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」)
- ⑥納税証明書 1部(申込日前3か月以内に発行されたもの。ア及びイは沼津市に事業所がある場合のみ提出すること。)
  - ア 沼津市法人市民税の納税証明書(最新の事業年度のもの)
  - イ 沼津市固定資産税納税証明書(昨年度のもの)
  - ウ 国税納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)
    - ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
    - ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出
- ⑦企画提案書提出届(様式5)
- ⑧企画提案書(A4)※詳細は(4)のとおり
- ⑨実施体制調書(様式6)
- ⑩見積書(任意様式)消費税及び地方消費税の額(10%)を加えた額を記載する

### (4) 企画提案書の規格

企画提案書等の書類は以下の点に注意し作成すること。

- ①「(3) 提出書類」のうち、⑧⑨については、自社名を入れないこと。
- ②「(3) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成する。このうち、⑧⑨については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを6部(本書1部+写し5部)提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

### (5) その他、注意事項

- ① 企画提案書は、実施体制調書、見積書を除き10ページ以内で作成すること。  
また、幼児教育・保育無償化に係る広報用冊子及び動画のデザインイメージを作成し、提案書内に記載すること。
- ② 見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ③ 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ④ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。また、宛

名は「沼津市長」とすること。

⑤ 提出後の提案内容の修正は一切認めない。

## 8 提案する内容

別紙「令和元年度 幼児教育・保育の無償化に係る広報業務委託 公募仕様書」の業務概要に示す部分について、提案を行うこと。

## 9 選考

### (1) 選考方法

企画提案書等提出書類の内容を基に、必要に応じてヒアリングを行い「令和元年度 幼児教育・保育の無償化に係る広報業務委託契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

### (2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり

## 10 選考決定の通知

選考会後8月30日(金)(予定)に、文書により通知の上、沼津市ホームページ上にて結果を公表する。

## 11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかを満たさなかったとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

## 12 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下に規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかを満たさなかったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含める

ので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

### 13 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

### 14 提出書類の取り扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

### 15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

評価項目		配点	合計点
①基本的な考え方	本業務のコンセプトが、明確かつ具体的に提案されているか。	10	100
②実施内容	仕様書に基づき、その目的、条件、内容を的確に反映した提案内容となっているか。	20	
	作成された広報実施案は、受け手に伝わる工夫を施し実現可能な内容になっているか。	25	
	企画提案にアイデア・独創性がみられるか。	25	
③実施体制	業務推進体制及び業務担当者等が明確にされ、本事業の成果を上げるため、十分な体制になっているか。	5	
	本業務を実施するために十分な能力、実績があるか。	5	
④実現性	公募仕様書の内容を履行するための実施項目が明瞭かつ的確に示され、期日までに目的を達成することが可能であるか。	10	

※合計得点が60点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。